

（営繕工事版）週休 2 日取組促進型工事実施要領

滋賀県土木交通部建築課

1. 目的

建設業全体で週休 2 日の取組が進む企業を拡大するため、営繕工事における週休 2 日の取組（以下「週休 2 日取組促進型工事」という。）において労務費の補正等の試行を行うために必要な事項を定め、建設現場の週休 2 日を促進することを目的とする。

2. 用語の定義

（1）週休 2 日

次の（ア）から（ウ）の状態をいう。

（ア）完全週休 2 日（土日）とは、対象期間の全ての週において、原則として土曜日および日曜日を現場閉所（現場休息）日に指定し、2 日以上現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態。ただし、土曜日または日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日（現場休息日）に指定するものとする。

（イ）月単位の週休 2 日とは、対象期間の全ての月において、4 週 8 休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態

（ウ）通期の週休 2 日とは、対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態

（2）対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完了日（工事請負契約の履行した通知である工事完了届書を提出した日）までのうち、非対象期間を除いた期間をいう。

（3）非対象期間

次の（ア）および（イ）の期間をいう。

（ア）次の①から④までに該当する期間

①工場製作のみの期間

②工事全体を一時中止している期間

③夏季休暇（3 日）、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間）

④受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間

（イ）次の①から③までの項目を現場閉所日（現場休息日）に行う場合、その作業日

①緊急的な関係機関の対応等（現場での事故等を含む）

②天災等により現場が被災した場合、または、被災の恐れがある場合の突発的な作業

③発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する作業

(4) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

(5) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

3. 週休2日の達成基準

(1) 完全週休2日（土日）

完全週休2日（土日）の達成は、対象期間内の全ての週（原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。）ごとに現場閉所（現場休息）日数が2日以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日および日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば、達成しているとみなす。

(2) 月単位の週休2日

月単位の週休2日の達成は、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、暦上の土曜日および日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日および日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば、達成しているとみなす。

(3) 通期の週休2日

通期の週休2日の達成は、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達していることをもって判断する。

なお、現場閉所日（現場休息日）を土曜日および日曜日としない場合においては、上記の「土曜日および日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。完全週休2日（土日）に取り組む場合は、同一の週内において変更するものとする。

また、現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含むものとする。また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

4. 対象工事

建築課が発注する全ての営繕工事に適用する。ただし、現場条件等により週休2日の実施が困難な工事は対象外とすることができる。

5. 発注方式

次の(1)または(2)のいずれかによる方式を基本とする。

なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

(1) 完全週休 2 日（土日）Ⅰ型

受注者が工事着手前に「完全週休 2 日（土日）」に取り組む旨を発注者と協議したうえで取り組む方式（月単位の週休 2 日および通期の週休 2 日は必須）

(2) 完全週休 2 日（土日）Ⅱ型

受注者が工事着手前に「完全週休 2 日（土日）および月単位の週休 2 日」または「月単位の週休 2 日」に取り組む旨を発注者と協議したうえで取り組む方式（通期の週休 2 日は必須）

6. 積算方法等

(1) 補正方法

対象期間中の次の(ア)または(イ)の現場閉所（現場休息）の状況に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価および物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）および現場管理費を補正し、工事費を積算する。

(ア) 完全週休 2 日（土日）適用工事	労務費	1. 0 2
	現場管理費	1. 0 1

(イ) 月単位の週休 2 日適用工事	労務費	1. 0 2
--------------------	-----	--------

(2) 単価の補正方法

工事費の積算に用いる単価の補正方法は、次の(ア)から(イ)によるものとする。

(ア) 複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に(1) (ア)および(イ)の現場閉所の状況に応じた補正係数を乗じて補正する。

なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

(イ) 市場単価および補正市場単価

市場単価と補正市場単価は、(1) (ア)および(イ)の現場閉所の状況に応じた補正係数から算出した表 A-2、表 E-2 および M-2 の補正率を用いた次の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

- ・市場単価 × 改修補正率
- ・補正市場単価 × 改修補正率

(参考)

※「基準単価」、「基準補正単価」とは、公共建築工事積算基準等資料によるものとする。

※執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料の表 A-1、表 E-

1 および表M－1の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、表A－2、表E－2およびM－2の改修補正率を用いた上記の式により市場単価（または補正市場単価）を補正して算定する。

(ウ) 物価資料の掲載価格

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、表A－2、表E－2およびM－2の補正率を用いた次の式により補正する。

【新営工事、全館無人改修の場合】

・ 物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【執務並行改修の場合】

・ 物価資料の掲載価格 × 改修補正率

表A－2 建築工事の補正率

工種	摘要※	完全週休2日促進工事 および 月単位の週休2日促進工事	
		新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価資料	1.01	1.01
土工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.01	1.01
鉄筋工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
コンクリート工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
型枠工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.01	1.08
防水工事（シーリング）	市場単価	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.01	1.01
左官工事（仕上塗材仕上）	市場単価	1.01	1.01
左官工事（仕上塗材仕上以外）	市場単価	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.01	1.01
建具（ガラス）	市場単価	1.01	1.10
建具（シーリング）	市場単価	1.02	1.16
建具	物価資料	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.01	1.13
内外装工事（ビニル系床材）	市場単価	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事（ビニル系床材）	物価資料	1.01	1.01
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価および補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

表E－2 電気設備工事の補正率

工種	摘要	完全週休 2 日促進工事 および 月単位の週休 2 日促進工事	
		新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線びおよび同ボックス	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.01	1.15
	位置ボックスおよび位置ボックス用ボンディング	1.01	1.18
	プルボックス	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床）	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.05
	（電動機その他接続材工事） 金属製可とう電線管	1.01	1.15
配線工事	600V絶縁電線および600V絶縁ケーブル	1.01	1.17
接地工事	（接地極工事）銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設 票（金属製）	1.01	1.01

表M－2 機械設備工事の補正率

工種	摘要	完全週休 2 日促進工事 および 月単位の週休 2 日促進工事	
		新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用および消音内貼	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクトおよび低圧チャンパー類	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間の み	1.02	1.22
衛生器具設備 （ユニットを除く）	取付手間のみ	1.02	1.22

(3) 積算および変更方法

(ア) 完全週休 2 日（土日）Ⅰ型

「完全週休 2 日（土日）」の達成を前提に、(1) (ア)により労務費および現場管理費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、「完全週休 2 日（土日）」が未達成の場合は、補正係数を(1) (イ)に変更し、「月単位の週休 2 日」が未達成の場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち補正分を減額変更する。なお、契約変更においては、滋賀県建設工事請負契約約款第24条の規定に基づき行うものとする。

また、工事着手前に受注者が「完全週休 2 日（土日）」の取組を希望しない場合（「完全週休 2 日（土日）」の取組の協議が整わなかった場合を含む。）については、契約締結後における直近の変更契約等に併せて、補正係数を(1) (イ)に変更するものとする。

(イ) 完全週休 2 日（土日）Ⅱ型

「完全週休 2 日（土日）」の達成を前提に、(1) (ア)により労務費および現場管理費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、「完全週休 2 日（土日）」が未達成の場合は、補正係数を(1) (イ)に変更し、「月単位の週休 2 日」が未達成の場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち補正分を減額変更する。なお、契約変更においては、滋賀県建設工事請負契約約款第24条の規定に基づき行うものとする。

また、工事着手前に受注者が「完全週休 2 日（土日）および月単位の週休 2 日」または「月単位の週休 2 日」の取組を希望しない場合（「完全週休 2 日（土日）および月単位の週休 2 日」または「月単位の週休 2 日」の取組の協議が整わなかった場合を含む。）については、契約締結後における直近の変更契約等に併せて、補正係数を(1) (イ)に変更、または補正係数を除した変更を行うものとする。

7. 対象工事である旨等の明示

5 (1)または5 (2)の週休 2 日に取り組む工事の対象とし、週休 2 日の達成状況に応じて経費の補正を行う場合は、以下を参考にし、特記仕様書に対象工事である旨を記載するものとする。

(1) 完全週休 2 日（土日）Ⅰ型

- | |
|---|
| <p>1. 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完了日（工事請負契約の履行した通知である工事完了届書を提出した日）までのうち、非対象期間を除いた期間において全ての週において、週ごとに 2 日以上現場閉所に取り組むことを協議したうえで工事を実施する週休 2 日促進工事である。費用の計上等の運用にあたっては、「（営繕工事版）週休 2 日取組促進型工事実施要領」により行う。</p> <p>2. 週休 2 日の考え方は以下のとおりである。</p> <p>(1) 受注者は、次の取組の希望の有無を工事着手前に監督職員に工事打合書等で報告し、希望する取組を行うものとする。なお、希望しない取組については、受注者は当該取組に係る内容の義務を負わない。</p> <p>①対象期間の全ての週（原則として、土曜日から金曜日までの 7 日間とする。以下同じ。）において、原則として土曜日および日曜日を現場閉所日に指定し、週ごとに 2 日以上現場閉所を行う。ただし、対象期間において日数が 7 日に満たない週においては、当該週の土曜日および日曜日の合計日数以上</p> |
|---|

の現場閉所を行うこととする。なお、現場閉所日を土曜日および日曜日としない場合においては、上記の「土曜日および日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

(2) 受注者は、次の取組については、協議に関わらず取り組むものとする。明らかに受注者側に当該取組を行う姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて工事成績評価から点数を減ずる措置を行うものとする。

①対象期間の全ての月ごとに、現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上となるよう現場閉所を行う。ただし、暦上の土曜および日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日および日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。なお、現場閉所日を土曜日および日曜日としない場合においては、上記の「土曜日および日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

②対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日/28日）以上となるよう現場閉所を行う。

3. 受注者は、工事着手前に、週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。監督職員が現場閉所の状況を確認するために「実施工程表」等に「現場閉所日」を記載し、必要な都度、監督職員に提出するものとする。また、施設管理者の承諾を前提に週休2日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。

4. 監督職員は、受注者が作成する「現場閉所日」が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場閉所日数を確認する。

5. 2(1)①を前提に補正係数1.02による労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価および物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）の補正および補正係数1.01による現場管理費（原則として、現場管理費率相当額）の補正を行った上で予定価格を作成している。発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、2(1)①の取組が未達成の場合は現場管理費の補正係数を除して現場管理費補正分を減額変更し、2(1)①および2(2)①が未達成の場合は労務費の補正係数および現場管理費の補正係数を除して請負代金額のうち労務費補正分および現場管理費補正分を減額変更する。なお、工事着手前に受注者が2(1)①の取組を希望しない場合（2(1)①に取り組むことについて協議が整わなかった場合を含む。）については、速やかに請負代金額のうち現場管理費補正分を減額変更する。

6. 本工事が単独発注の場合は「現場閉所」とし、分離発注工事の場合は「現場休息」とするものとする。

また、本工事が分離発注工事である場合、受注者は、分離発注工事である他工事の全ての受注者と協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所（現場休息）の予定日等を調整したうえで「実施工程表」等を作成するものとする。

(2) 完全週休2日（土日）Ⅱ型

1. 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完了日（工事請負契約の履行した通知である工事完了届書を提出した日）までのうち、非対象期間を除いた期間において全ての週において、週ごとに2日以上現場閉所または、月単位の週休2日に取り組むことを協議したうえで工事を実施する週休2日促進工事である。費用の計上等の運用にあたっては、「（営繕工事版）週休2日取組促進型工事実施要領」により行う。

2. 週休2日の考え方は以下のとおりである。

- (1) 受注者は、次の取組の希望の有無を工事着手前に監督職員に工事打合書等で報告し、希望する取組を行うものとする。なお、希望しない取組については、受注者は当該取組に係る内容の義務を負わない。
- ①対象期間の全ての週（原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。）において、原則として土曜日および日曜日を現場閉所日に指定し、週ごとに2日以上現場閉所を行う。ただし、対象期間において日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日および日曜日の合計日数以上の現場閉所を行うこととする。なお、現場閉所日を土曜日および日曜日としない場合においては、上記の「土曜日および日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。
- ②対象期間の全ての月ごとに、現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上となるよう現場閉所を行う。ただし、暦上の土曜日および日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日および日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。なお、現場閉所日を土曜日および日曜日としない場合においては、上記の「土曜日および日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。
- (2) 受注者は、次の取組については、協議に関わらず取り組むものとする。明らかに受注者側に当該取組を行う姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて工事成績評価から点数を減ずる措置を行うものとする。
- ①対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日/28日）以上となるよう現場閉所を行う。
3. 受注者は、工事着手前に、週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。監督職員が現場閉所の状況を確認するために「実施工程表」等に「現場閉所日」を記載し、必要な都度、監督職員に提出するものとする。また、施設管理者の承諾を前提に週休2日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。
4. 監督職員は、受注者が作成する「現場閉所日」が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場閉所日数を確認する。
5. 2(1)①を前提に補正係数1.02による労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価および物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）の補正および補正係数1.01による現場管理費（原則として、現場管理費率相当額）の補正を行った上で予定価格を作成している。発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、2(1)①の取組が未達成の場合は現場管理費の補正係数を除して現場管理費補正分を減額変更し、2(1)①および②が未達成の場合は労務費の補正係数および現場管理費の補正係数を除して請負代金額のうち労務費補正分および現場管理費補正分を減額変更する。なお、工事着手前に受注者が2(1)①または2(1)①②両方の取組を希望しない場合（2(1)①または2(1)①②両方に取り組むことについて協議が整わなかった場合を含む。）については、速やかに請負代金額のうち現場管理費補正分または労務費補正分および現場管理費補正分を減額変更する。
6. 本工事が単独発注の場合は「現場閉所」とし、分離発注工事の場合は「現場休息」とするものとする。
- また、本工事が分離発注工事である場合、受注者は、分離発注工事である他工事の全ての受注者と協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所（現場休息）の予定日等を調整したうえで「実施工程表」等を作成するものとする。

8. 現場閉所（現場休息）の確認方法等

(1) 現場閉所（現場休息）の確認方法

(ア) 工事着手前

- ・監督職員は、「現場閉所（現場休息）の予定日」を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、受注者が取り組む週休2日が確保されていることを確認する。
- ・「対象期間」の設定として、工事着手日に加え、必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。
- ・分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで、その予定日を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員に提出する。

(イ) 工事着手後

- ・監督職員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度「現場閉所（現場休息）の予定日」を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。なお、分離発注工事の場合は、「実施工程表」等の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。
- ・監督職員は、受注者が作成する「現場閉所（現場休息）の日」が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認する。
- ・受注者は、監督職員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため「実施工程表」等に「現場閉所（現場休息）の日」を記載し、毎月、監督職員に提出する。

(ウ) その他留意事項

- ・現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
- ・監督職員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示等は行わないように配慮する。
- ・監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。
- ・工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督職員は受注者と協議する。
- ・監督職員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

(2) 週休2日促進工事の明示

- ・当該工事が「週休2日取組促進型工事」であることを示す看板（以下、「週休2日看板」という。）を工事現場で一般の方の目につきやすい場所に掲示する。
- ・週休2日看板は、受注者の負担により適切な場所に設置し、工事期間中も受注者が管理する。
- ・週休2日看板のサイズは問わないが、一般の通行者等が確認しやすいよう工夫する。

(3) 適正な工期の確保

余裕期間制度を積極的に活用するとともに、「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」等に基づき、後工程へのしわ寄せ及び全体工程の遅延が生じないように、設備工事等の後工程の適

正な施工期間や設備の総合試運転調整等に必要な期間を確保するなど適正な工期を設定する。

(4) 工事成績評定

- ・現場閉所（現場休息）の実施状況に応じて、工事成績評定により評価する。
- ・監督職員の評価にあたって、受注者は任意様式により現場閉所（現場休息）の実施結果を監督職員に報告し、監督職員とともに当該実施結果を確認する。

9. その他

完全週休2日（土日）Ⅰ型で受注者が完全週休2日（土日）の取組を希望しない場合、および完全週休2日（土日）Ⅱ型で受注者が完全週休2日（土日）の取組または月単位の週休2日の取組を希望しない場合は、その理由を把握する。

また、本要領において定めのない事項は、受発注者間の協議により決定する。

10. 付則

1. この要領は、平成31年4月1日以降の入札公告に係るものから適用する。

付則（令和2年6月25日）

1. この要領は、令和2年7月1日以降の入札公告に係るものから適用する。

付則（令和2年7月15日）

1. この要領は、令和2年8月1日以降の入札公告に係るものから適用する。

付則（令和6年1月25日）

1. この要領は、令和6年4月1日以降の入札公告に係るものから適用する。

付則（令和6年6月26日）

1. この要領は、令和6年7月1日以降の入札公告に係るものから適用する。

付則（令和7年6月24日）

1. この要領は、令和7年7月1日以降の入札公告に係るものから適用する。